

第5回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成17年3月10日（木）午後1時30分から午後4時40分まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

栗津宣之，池田正樹，加納航治，川嶋孝子，新村 章，高田光雄，中西たえ子，村上 勁，山本晃生，脇田喜智夫，保倉 裕，大山隆司，田畑 豊

（説明者）

神田大助

（事務担当者）

原田一男，笹倉芳徳，神野 章，長路基樹，石川浩洋，森川守一，田中時雄，園田恭弘

4 議題等

- (1) 裁判員裁判の模擬裁判ビデオ視聴（補足説明を含む。）
- (2) 意見交換「裁判員制度と広報」
- (3) 次回の予定等

5 議事（発言者：■委員長，○委員，□説明者，◆事務担当者）

- (1) 開会
- (2) 委員の異動についての報告

事務担当者から，裁判官委員のうち蒲原範明委員の退官に伴い，新たに田畑豊委員が任命された旨の報告があった。

- (3) 配付資料説明

(4) 委員長あいさつ

(5) 委員長代理の指名

大山委員長は、田畑豊委員（裁判官委員）を委員長代理に指名した。

(6) 模擬裁判ビデオの補足説明

事務担当者から補足説明が行われた。

(7) 模擬裁判ビデオ視聴

(8) 質疑応答

裁判員制度や模擬裁判ビデオの内容について、委員から次のような質問、感想等が出された。

○ 先ほどの事務担当者の説明によると、1事件当たり80人ぐらいをまず裁判所の方で抽出するということですが、今のビデオを見ていると、1部屋に80人もいなかったように思うんです。この80人の中からさらに絞ったということでしょうか。

■ ビデオでは具体的にこの事件に何人集めたかははっきりしていません。法曹三者で行う、いわゆる公判前整理手続というものがあまして、その段階でこの事件は大体3日で終わるか5日で終わるか、あるいはひょっとしたらもうちょっとかかるかというようなことは、これは職業裁判官なりのプロが見ると大体の予測はつくんです。裁判員の方にもずっと引き続きやってもらいたいと思うんですが、長くなればなるほど都合が悪いというようなことも出てくる。そうしますと、それに備えて補充裁判員というのを置かないといけない。先ほどのビデオで専断的忌避権ということも考慮に入れないといけないので、そういう形でどんなに削られてきてもこれだけの人数は必要という試算を立てると、大体80人ぐらいという数字が出てくるわけです。

80人呼び出してもあるいは40人しか来ないかもしれない。80人というのは、最悪を考えた予測の問題です。間違いありませんと認める事件も恐らくあります。しかし20人に呼出しをかけて、いざ来たら10人しかいなかった

ということにもなりかねません。どうしても多めに採っておいてそれで対応していくということになるかと思えます。

まだ、今の段階では非常に不確定な要素もあるわけなんですけど、今回のビデオはとにかく不確定な要素、要するに規則とかそういうものでまだ詰めきれない部分があるんですが、大体こんなようになるだろうということやっておりますので、それを前提にご理解いただければと思います。

○ それともう1点は欠格事由なんですけども、今のビデオを見ていますと、質問票の中で欠格事由に当たるかどうかというような質問をしているみたいなんですけど、欠格事由はそういうふうに質問だけで判断するんですか。あらかじめ裁判所の方でチェックするということではないんですか。

■ そのあたりも今後の規則等で明らかになります。規則待ちということになります。

○ 3つほど質問させていただきたいんですけども、一つ目は裁判員の候補者に選ばれた段階で、その当人にはあなたは候補者に選ばれていますよという連絡というのは一応来るということですか。

■ ええ、来るんです。1年間は候補者ですよ、覚悟しておいてくださいという趣旨ですかね。それで被告事件はたくさんありますね、今度は具体的に特定の被告人の事件についてですけど、また裁判所の方で抽せんしてその4000人の中から来ていただく人を選んでいくわけです。それはある事件については、先ほど質問にあったように、80人を選ぶ場合もあるし、それより少ない人数に来てもらうということもあるんでしょうね。

○ 続きまして、いわゆる裁判員選任のときの呼出しがかかって何らかの事情で行けなかった場合、先ほどのビデオでは、行けなかった場合というのはもう選ばれないのかなというふうに思ったんですけども。

■ また抽せん当たるとはかもしれないということでしょうね。ただ、この事件については裁判員として選ばないという話になるんだろうと思うんですが。

それをどう整序していくかというのはこれからの問題でしょう。

○ 最後に、実際の公判のときに日当、交通費等が出るという話だったんですけども、先ほどの裁判員の選任をする場合の出席という場合にも、日当とか交通費は出るというふうに考えておいてもよろしいでしょうか。

■ ええ、来ていただいた分についてはおそらく交通費や日当は出ると思います。

○ 先日のNHKの番組と今日のビデオを見せていただいた感想を述べさせていただきますと、今までは私たち裁判員になる方が、どうしよう大変だと思っていましたけれども、裁判官の方もやはり私たち素人相手にわかりやすいように、いろんな言葉の説明とかもしなくちゃいけないし、お互いにこれは大変なことだなと思いました。

そこで、例えば裁判員になったときには、この間NHKでも被告人の心理的な面までぐっと入り込んでおられましたけれども、いくら素人といえども人を裁くんですから、裁判についての知識とかそれから心理的な面とかがやはり大事な部分になってくると思うんです。私たちの年代の者は、これから制度ができるんですから今慌てているわけですけども、これからの子供たちというのはもう裁判員になることが当たり前ということですから、そういう学校教育と連携ができていくのかどうかということがすごく気になりました。

■ 実はその点につきましては、広報というか教育の問題ですね。きょうはそういうことを含めて、教育がご専門である委員を中心にいろいろと議論をさせていただきたいと思っています。

今言われた、これからの世代の問題、おそらく我々の時代からまず取り組んでいく、それで次の世代、さらに次の世代も取り組んでいって、やがてこれが我が国の司法制度として定着していくという意味で、性急に成果を焦るのではなくて、時間をかけた遠大な一つの国家的な司法プロジェクトだととらえていく問題じゃないかなと我々は考えているわけなんです。それで、今指摘された教育という視点でどうしていくかということについて、これからご意見をお伺

いしたいと思います。

- 一般的な感想を述べさせていただきますと、先ほど他の委員もおっしゃいましたように、裁判所側のご苦勞が大変なものだと思いました。ただ、そうであるにもかかわらず、やはり私ども素人が裁判員としてあの場に臨んだときには、幾つか気がつくことがございました。

一つは、まず裁判官の方から1人ずつ証人席に呼ばれまして、質問票に基づいた質問をされました。あのシチュエーションというのは非常に威圧的だと思いますか、あそこでまずびびるのではないかというようなことを思いました。それから、せっかく市民としての感覚、自分の生活から出た意見を述べるようにというようなご趣旨で裁判員にならせていただくわけですけども、ビデオを見ただけの話ですけども、その割には非常に専門家の方々の枠の中での発言で、ちょっと萎縮したような裁判員の意見の出し方だとか態度とかが少し気になりました。でも、実際にはそうなるんだろうなというふうに思っています。

本当は、例えば今の事件でしたら、あれはDVの被害者が加害者に対して思い余ってやったというようなことじゃなかろうかというふうに思うんですけども、例えば単にその殺意があったかどうか、瞬間的に殺意があった場合だってあり得ると思います。それは今まであの被害者がどれだけひどい暴力を受けてきた被害者であるのかとかいうようなこととか、それから窮鼠猫をかむというようなことが実際ある瞬間に起こり得るのではないだろうかというような想像を、想像の域ですけども、そういったことを非常に想像力を持って、専門家の方々の枠の中に入らずにそういった意見が言えるような状況でないと、裁判員という機能としてやはり不十分じゃないのかなと思いました。

つまり、裁判員本人にとって、自分が裁判員になってあの場に臨んでどんな意義があったのかということの後になって思えるようなものでないと、何か出頭しなければいけない、義務でやらなければいけないというようなことだけでは、やはり非常に後にむなしなものが残ったり、あるいは反省ばかりが残るん

じゃなかろうかと思いました。何を言いたいかといいますと、裁判所の方でかなり気を使っていただいていますけども、言葉といいあの雰囲気といい、やばりのまれてしまうようなことにならないようにしなければいけないんじゃないかなというふうに思いました。

それからもう一つあります。職場が休めないということで辞退される候補者がいらっしやいました。もちろん法律で不利益にならないようにということで守られているとはいうものの、実際には今職場では非常に厳しい状況にあると思います。ですので、広報という点からしましたら、企業主の方に対してもやはり配慮するよというような広報をしていただければ大変ありがたいなと思いました。

- 前半の部分は非常に貴重なご意見でございまして、その問題についてはいろんな協議会で、こういう意見があるという形で我々も述べさせていただきたいと思ひます。ご指摘のとおり、これは裁判所だけの問題ではございせんので、法曹三者、要するに公訴提起をした検察官がいかにか裁判員の方々にわかりやすく説明するか、あるいは弁護側がいかにかこの点に意を尽くして弁護活動をやっていくかということが非常に大きなウェートを占めてくるんです。

この裁判所委員会というのは、裁判所がいろいろとお話を聞いているわけですが、実は弁護人、検察官にも同じ立場で聞いて持ち帰っていただくということだろうと思ひます。

それから後段に指摘された点は、これからそういう点も含めて広報の問題として議論をさせていただきたいと思ひます。

- 今、各委員がご指摘になったとおりの印象を持って見せていただきました。特に裁判員が主体的に裁判にかかわっているというふうな印象はほとんど受けなかつたんです。

例えば、判例はどうなっているんですかというのは、例えば裁判員が判例をインターネットとか何かで今は調べられるんですかね、知らないんですけども、

最近ではコンピュータに全部データベースとして入っていると思うんですが、各自裁判員がそういうデータベースを自分で引いてそれを調べるといようなことはまずやる時間もないでしょうし、やる能力も多分ないだろうと思うんです。ですから、何か教育されているような、ここにこの裁判員制度の本質があるのかなという気もしたんです。司法を国民が身近に感じる、それでどういう効果があるのかというのはまだもうひとつはっきりとわからないんですけど、義務教育の中に裁判員制度の教育を入れていかないと絶対にいけないと思います。裁判員候補者に対して国民の義務だというふうが一番初めに裁判所の方から説明がありましたけども、義務だというからには、やっぱり義務教育のときからずっと教育をされて頭の中に入っていないと、そのものが身に付いていないと思うんです。ある日突然これはあなたの義務ですよと言われて、それだけの認識がまだ我々にはついていっていないところがあると思うんです。その辺がかなり問題だなと思います。だから何か主体的にやっていないんで、さっき言われたとおり裁判所の中で枯れ木も山のにぎわいみたいな、しばらくはそうなるんじゃないかと思います。ただ、それがだんだんと時が経って行って、今から20年、30年後はかなり違っていると僕は思います。ですから、そこをねらっているなら僕は非常に大きな意味があると思うんですが、ただ司法というのが我々の身近に入ってきたときに、じゃ国民としてどういうメリットがあるのかというのがもうひとつまだよくわかっていないですね。まずそういう印象を受けました。

- ご指摘いただいたとおりだと思います。これは先ほどから私が言っておりますように、一つはビデオですから非常に制約された中での問題でございますので、そこから主体性があるないというのは、これはまた別の問題でございます。現実的にこれをやっていきだして実感していただくしかないと思います。それからこれは何代もかけて教育等も含めてやっていくべきことだというのは、これはただいまご指摘いただいたとおりであります。

きょうのビデオの中で裁判員の方がいろいろと指摘をされている点でございますけども、我々プロの職業裁判官だけで議論をしているときにも当然出てくるような形での質問がいろいろと出てきているんです。それで、裁判員の皆さんが来られたときに、やっぱり市民と裁判官が同じ視点だということもわかってくるでしょう。何で今司法に国民が入ってくるのかというところの理由づけについては、刑事司法の現場から、この裁判員制度をどうして導入するんだという視点で考えていきますと、今まで法曹三者すなわち法律の専門家同士で議論をしてきたために非常に専門的になって閉鎖的になってしまったんです。そういう意味で司法、刑事裁判はほころびが出てきている。それで、このほころびを修正していく必要がある。そのためには国民の方々に入っていてやっていく方がいいんじゃないかということから導入された、こういう理解の仕方をすればいいんじゃないかと考えるんです。

例えば、よく指摘されているとおり、有罪率というのは日本ではもう99%です。何でこうなるのか。これはプロの裁判官がやっている、検察官もプロです。これを起訴したら有罪になるか無罪になるか、その確率は読めるんです。そうなってくると、こんなもの起訴してもだめだというのは起訴しない。そういう形で事件が処理されてくる。それもいいじゃないか、一つの制度としていいじゃないかという考え方もありますが、逆に被害者なり被害者の遺族からは裁判所の裁判を受けて明らかにしてくれという意見も出てくる。

それからもう一つはプロがやっていきますと、一つの事件について非常にたくさん証拠資料を集めてくる、また詳細な主張をするわけです。これに対して、弁護側もプロの視点からいろんなことを主張し証拠を出してくる。そうすると、おのずと時間がかかる。そして微に入り細に入りという審理がなされる。

そういう視点からも、ここに国民が入ってくればこれは早くどんどんやっていかなければならないという迅速性の要請、それから裁判員という素人が入ってくるからわかりやすく説明する。そうすると複雑な議論とかそういうもので

はだめだろうという効果が出てくる。そうすると、おのずとわかりやすい裁判という形で刑事司法というものの中身が国民にわかってくるという期待が出てくるわけです。

それから、もう一つ、量刑の問題についても、今は職業裁判官だけでいろいろと議論をしている。そこへ国民の方が入ってくると、やっぱり国民の方々の意見も含めながら、国民の方々も量刑というのはこういうものかという形で理解をしていただけるようになる。これがずっと広まって、量刑等について参画することによって刑事裁判というものがおのずと説明されてくるというような効果も期待されるんじゃないかというようなことがこの裁判員制度導入の趣旨だと思います。

導入の趣旨は、要するに今の刑事裁判をリニューアルしていく、余りにも専門的で閉鎖的なこの裁判制度をリニューアルしていく、その方法で一番いいのは何か。それは国民の方々に入ってもらってやっていくのが賢明ではないかということから導入されたと言えるわけです。

陪審制とか参審制というのは、これはもともとはアメリカとかいろんな国は旧制度、アンシャンレジームあるいは植民地体制に対する批判から出てきた問題なのですが、我々のはそういったものではない。職業裁判官の裁判そのものがでたらめだとかそういったような批判も余りない。とは言うものの、やはり難解であるとか裁判が遅いというような指摘はあるわけです。それで、それをリニューアルするには国民に入ってもらい、これが今回の趣旨だというように理解していただければと思うんです。そういう視点からこの制度をどう国民に根づかせていくかということで、ご議論をお願いしたいということでございます。

(9) 意見交換

「裁判員制度と広報」に関して、「学校向けの広報という観点から、現時点において、誰に対して、何を、どのように伝えていけばいいのか。」について、

委員から次のような意見等が出された。

- 教育の立場でいろんな視点から私の思うところを述べさせていただこうと思うわけですが、正直に申し上げて、非常に難しい領域だなと思っております。まず教員自身がこの裁判員制度の趣旨や意義といったものをまだきちんと理解できていないというように思っております。ただこういう制度ができたということは知っているわけですがけれども、当たったら嫌だねというくらいの意識しかないのが大方だろうと思います。

私のような立場で裁判所の委員会に出させてもらって、裁判員制度について、こういうふうな話なり論議なりをしているんだということを職場に帰って話をしますと、私に対して「先生大変ですね」というふうな他人ごとのような反応しかありませんので、その辺をどう意識改革といいますか、変えていくかというのは相当の努力が必要だなと思います。

したがって、広報という部分に対してまず考えられますのが、一般的な社会人と同じだと思いますけれども、学校向けの広報という部分では今まだ何も入っておりませんから、学校向けで教師が子供に立ち向かっていく場合にどういうことになるのかという部分での広報の筋道をつくる必要があるのかなと思っています。ですから、一学校で一教員が単純に知識としてこういうことが起こるんだよと言っただけでは子供に入っていくかと思いませんから、大きな言い方をすれば、先ほども国民の義務であるという言葉も出ていましたけれども、今後そういう形で国民の義務としてとらえていくのであれば、現在在学している子供たちに対して教師の立場から見ればこれを教えていくという責務がありますから、まず一つは、教員自身が裁判員制度について正しく理解し、子供たちにどのように伝えていったらよいかという研修ができるかどうかということがあろうかと思っています。ただその場合に、単に一教育委員会や都道府県でどうこうすべきというだけではなく、国全体の問題として文部科学省を巻き込んだ上で、学校教育の中にこの裁判員制度をどのように組み入れるのかということ

を考えなければいけないのかなと思っています。

それで、子供たちの状況を見ますと、単に子供たちが社会科の時間の中で裁判の問題だとか司法の問題だとかというような形で学習するのはあるわけですが、現状では単に三権分立の問題だとか衆議院があるんだ参議院があるんだというふうな知識の中だけでの学習にとどまっており、今後自分たちが生きていく上での生きた形の知識にはなっていませんから、もっと踏み込んだ形で国が学習指導要領に盛り込むなどして取り上げていくということも子供たちの将来のことを考えれば必要なことではないかと思います。非常に漠然とした言い方かもしれませんが、教員の方もこの辺についての知識は足りませんし、関心そのものも今のところはないというように思っておりますから、その辺でいろんな形で掘を埋めていかなきゃならないというようなことを思っています。

ただ、ちょっと視点が外れますけれども、教員は子供のことにかかわってくると非常に関心を持ってきます。学校現場でも結構家庭裁判所に出頭してくださいという場合があります。子供の起こした事件に対して先生の考えはどうなんですか、またこの子に対しての処遇をどのように考えておられますかという部分を求められる場合があります。その場合に、その教師が温情的な形で答弁する方がいいのか、厳しく処罰をしてくださいという形で答弁する方がいいのかという部分を考えあわせたときに、裁判員制度とは幾分違うかもしれないけれども、そういうふうな人情的な部分が絡んでくるような場面が学校教育の場でも教員に求められる場合があります。

それにかかわってくると、教師も家庭裁判所の審判に対して非常に興味を持つというか関心を持たざるを得ない。家庭状況の問題、子供の今までの生育歴の問題だとかいろんな形でかかわってくるところがありますから、そういうふうに直面する部分については教師は非常に関心を持ってみなきゃならないというところがあります。これと同様に、親の問題についてもそういうとこ

ろが出てきますから、この裁判員制度についても身近な問題として直面することになるかもしれないと考えると関心を持たざるを得なくなり、広報としては一面ではしやすい部分もあるのかなと思いますけども、しかし実際に自分がというようなところになってくるとしり込みしているのが現状だとに思っています。

それとビデオを見ておりました、感想とあわせて質問になってしまうんですけども、一つはビデオ自身が非常にきれい過ぎたなというような受け止め方をしたわけなんです。したがって、先ほどからも出ておりましたけれども、裁判員という立場の者が、どういう立場でどんな形の意見を述べているかという部分がはっきり見えませんでしたので、非常にきれいに終わってしまったなという感じを持っております。

それから、もう一つは、当初は、選ばれたら断れないというふうな意識を持っていたわけですけども、先ほどの質問の中にもありましたが、呼び出しをされても行かなかつたらそれでも終わるんだというふうな感覚にとらえられてしまったところもあるんですが、その部分もやはり広報として必要になってくるのかなと思っております。

- ありがとうございます。一番最後の、今ご質問という趣旨でもありましたけども、裁判員制度というものは国民の義務だというとならえ方、義務、義務という言葉が出てきているんですが、裁判員制度というのは国民にとってどうなのかという、やはり義務性の部分と権利性の部分の二つがあって、どちらか一方という形での集約の仕方というのは適切でないように思うんですね。

義務性という視点からいうと、辞退というものを非常に制限的に考えてくる。義務なんだから、あなた、辞退できませんよ、という形でどうしても出てくるわけなんですけども、権利性というか、国民が入って行って、裁判員をやるということになると、これはやる気の問題というかそういうもので考えていく部分もあるので、権利を行使したくない人を無理やり引っ張ってきてもどうかという

ことから、広く考えていくという考え方も出てくる。そのあたり、どこでバランスをとってくるかというのは、現実に裁判員制度が動き出した時点で、徐々に、一つの判例みたいな形で積み重ねて出てくるものだろうというように理解していくべきじゃないかと思います。

それから、その前段の関係では、ただいまのご主張、ご指摘を整理させていただくと、とにかく裁判員制度については文部科学省等を通じて教育という形できっちりと取り組んでいく、国家の教育施策としてやるべき大きな課題だというご主張でございますね。

そして、そういうものを前提にして、この京都の現実の地裁委員会で提言し、あるいは京都の法曹三者がこれに対応していくということになれば、やはり現段階での教職員の裁判員制度についての知識とか関心というものはまだまだ低いので、そのあたりの理解を深めるための努力をしていくべきだ、こういうようなご主張として聞かせていただいたらよろしいですか。

- はい。総合的な学習の時間というのがあるわけなんですけれども、その中に、裁判員制度というのはどういうものだろうかという形で取り組むことはできないことはないと思っているんです。ただ、それをする場合に、教える教師がその個人の理解の範囲内だけで教えていくと間違っただけになるんじゃないかというところがありますから、そういう危険性も絡んでいるかなと思います。

それから、もう1つは、最近よく言われているのがN I Eでしたか、新聞を学習の中に取り入れていこうという取り組みが学校教育の中にも随分入ってきております。その中で、例えば裁判員制度はどういうことだろうということを、それぞれ子供たちが新聞を切り取って、それを持ち寄りながら学習していこうというような場面も最近の学校教育の中ではあるわけなんですけれども、それにしてみましても、こういうことだなあというばくっとしたことは理解はできるかもしれないけれども、教える立場の教師がしっかりその辺の趣旨を理解しておかないと、子供の方に間違っただけで教えてしまうことになってしまいますから、その辺

のことをしっかり整理した上でないと、学校教育の中でいきなり裁判員制度というのはどういうことでしょうか、調べてみましょうというわけにはいかないと
ころもあるんだろうなと思っています。

■ そうしますと、法曹三者としては、学校の先生に対する研修等に講師を派遣する
というように形で、この制度の正確な趣旨目的をまず伝えていけると、こう
いうような提言が一つあるんですかね。

○ 委員長のご説明、そうかなと思うんですけど、ちょっとその説明を受け入
れてしまうと、裁判員制度そのものが何かいいかげんなといいますか、国民の
40%の人だけで司法に参加すると、60%は初めから呼ばれても行かないと
いうことになれば、実際は骨抜きになってしまうのではないかと思います。

権利と義務という、その辺は難しいんですけど、私個人の考えでは、小さい
ときから、日本国民としての義務がちゃんとある、司法についてある程度参画
して理解していくことが国民としての義務であるというふうになれば、かなり
日本国としての基礎がある部分でできるのではないかと思いますけど、骨抜き
にしてしまって中途半端なものにしてしまいますと、やっぱり中途半端に終わ
ってしまう。そういうところが今ちょっと気になったんです。

■ 決して中途半端な問題ではないんですが、ただ、これは言うはやすしで、や
っぱりそういう視点から取り組んでいく。だから、今ここで言ってすぐ結論の
出る話ではなく、先の遠大なプロジェクトだと、こういう理解の視点からとら
えていくべきだと思います。

○ 私が言わせていただいたのはそういうことで、今の時点では非常に問題が多
いので、40、60というのは十分理解ができるので、それは認めるんです。

ただ、教育という面からすると、やはりもう少し強くといいますかね、強く
というのはあんまりよくないかもしれませんが、日本国民としての義務はち
ゃんとあるんだよというふうな教え方をしていただかないと、僕は将来この制
度は何の役にも立たないと思う。

■ これからそれをやっていこうということでございます。

大学の関係でどうですか。これは広報というか教育というかという問題もあるんですが、いかがですか。

○ 今、一般教養科目というのが随分減っているんですね。文部科学省の方針が変わりまして、かなり大学にカリキュラムの裁量権というのがあって、昔はかなりの部分を一般教養科目でとっていたんですが、今専門科目に変わっているんです。ですから、学生が法律とか政治学とかいうのをとらなくなっているんですね。ちょっとこれは問題だなと思うんですけど。

大学というのは、義務教育と違って学生全部が同じ科目を受けませんので、このところで大学はどういうふうにこれに協力できるかなと思います。

広報としてはできると思います。広報誌というのがいっぱいありますので、それにしょっちゅう裁判員制度の説明を入れていくというのは可能だと思います。

■ 必要性もありますね。

○ あると思いますね。わりとそういう広報誌は学生は読んでますし、学生の両親の方にも流れていきますので、両親もそれを読みます。広報誌を利用していただければかなりいいのではないかなというふうに思います。

■ 実は教育関係では、本日欠席されている委員から、きのう事務担当者あてに、こういう意見がありますということでご連絡いただいております。そのご意見を紹介していただけますかね。

◆ ご多忙のため本日はご欠席ですが、きのう夕方にお電話をいただきました。お電話を聞きながらの走り書きのメモに基づいてご報告させていただきますので、多少不正確な点はあるかと思いますが、ご了承ください。

まず、現時点で、裁判員制度に対する先生方の理解、関心というのは、やはり深いとは言えないということです。ただ、先日のNHKスペシャルの番組については社会科の先生等でご覧になった方もあると聞いております。

それと、中学校向けの広報と申しますか法教育の一貫ということになるんですが、現在税務署や農政局などから出前講義というのが行われている。例えば税務署は、税の使い道ということについて副教材を使って講義をしていただいているということです。それは実際の職員の方が講師として子供たちや先生とじかに触れていただいているということで、評判もいいというふうに聞いているということです。

裁判所についても、京都の裁判所でそういったことを考えられるのであれば、教育委員会に依頼して現場の先生の意見を聞いてみたり、あるいは先生の協力を求めて、出前講義であるとかパンフレットの中身の作成にかかわってもらうというような工夫をしていかれてはどうかというご提案をいただいております。内容的には、まず裁判所、司法についての理解を深めてもらう。それがひいては裁判員制度の話につながっていく、そういうことを考えていくべきだろうというお話でした。

ちょうど3月8日付の京都新聞の丹波版に、福井県立大学の助教授の方の随想が掲載されているということで、委員からお送りいただきましたものを本日の配付資料として入れさせていただきます。

この随想の中で、裁判所、検察庁、弁護士会などの出張授業等というものが紹介されていますが、非常によい取り組みだと思いますとのこと。

いずれにしても、市や府の教育委員会の窓口を訪ねて、指導主事の先生等と相談しながら考えていただくのがいいのではないのでしょうかというようなご意見をいただいております。

- 先ほど、国民の側から見て裁判員制度の権利性、義務性という視点からご指摘いただいたんですが、権利性、義務性というものをどうとらえていくか、これは実践的な課題として、将来、落ちつくべきところは何かというのは長いスパンをかけて出てくるでしょうという趣旨で私は申し上げているわけなんですが、来たくない人は来ないでいいという趣旨ではなくて、現行の制度において

もちろんと制裁規定が設けられております。

- 裁判員法の83条というのがあるんですけども、その中では、裁判員候補者は、先ほど呼ばれても来なければそれまでだというような趣旨のお話もあつたんですが、決してそうではなくて、一応法律の建前としては、正当な理由がなくて呼び出しに応じなかった場合については10万円以下の過料という制裁規定が一応用意されております。

ただ、どこまで現実に適用して、来なかった人すべてに過料を課していくことが実際上できるかどうかということはまた別問題としてありますけれども、一応法律の建前としてはそのようなことになっています。

- だから、そういった制裁規定を踏まえながら、落ちつくところへ落ちついていくと、まあそうだろうというように思います。

京都弁護士会でも、中学・高校生向けの広報行事を実施し、いろいろと裁判員制度の広報活動に取り組んでいただいているわけなんですけど、いかがですか。

- 裁判員制度については、やはり小・中・高の学校教育の中でどこまで位置づけていただけるかということは非常に重要だと思うんです。

その場合に裁判員制度だけを扱うのではなくて、法教育という教育分野が今開拓されつつあるんです。筑波大学附属の小・中なんかでは早くから取り組んでおられるんですが、法教育と云ったら、アメリカだけではなくて世界各国で今取り組まれているんですね。それは、法律の知識とか裁判所はこういうものだということを教え込むのではなくて、社会関係をどんなふうに作り上げていくのか、あるいは公平とは一体なんだろうかということをその場で考えさせていく、そういう教育プログラムがいろんな形で考えられているんです。あと、キッズコート、つまり公平は何かということから考えて、ルールとは何だろうか、ルール違反とは何だろうか、ルール違反に対する制裁とは何だろうかということをお子たち自身の頭で考えさせる。教材も最近はかなり用意されつつあります。

例えば、私も住民として町内会に行って、やっぱりいろんなもめごともあるしお隣との対立もある。では、そういうものをどんなふうにして解決していったらいいんだろうかというところから出発する。その中から、自分たち、集団なりある組織なり、あるいは人間として生きていく上で、どんな物の考え方をしていくのがいいんだろうかというような、これは広く法教育、もちろんその中で裁判員制度とか陪審とかいうものも、あるいはなぜそれが国民として担わなくてはいけないものなのかということを得心させていく。主体的になっていくというのはどういうことなのかというようなことで、幾つか出版もされつつあります。

弁護士会の中には、この法教育に関する委員会というのが数年前に、裁判員制度の発足に合わせて設置されてまして、裁判員制度というのは非常に骨格的な国家制度でありますけれども、そういう社会関係をつくり上げていく上で質を高めていくような、そういうものとして位置づけていけたらと思います。

ぜひ裁判員制度もそういう中の一つに組み込んでいただいて、そういう副教材を出していただけると、学校で習ってきた子供たちが、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんに言いますから、やはりそれは非常に大きいと思います。

それから、さっき義務と権利の話がありましたけれど、基本的にはこれはやはり司法参加の権利で、それを支えていくためには、やはり義務として全員が参加しなければいけません。

裁判の分野でいうと、裁く者と裁かれる者の同一性、立場の互換性ですね。裁くこともあるし裁かれることもある、そういう緊張した関係の中で、裁くということをもう一回社会の中で見直していこうということだと思っんです。

ですから、例えば投票権、選挙権ですね。義務なんだけれども、これは非常に重要な権利なわけです。それはなぜかということ、民主主義だから。つまり、社会を統治する者と統治される者が同じというのが民主主義なわけですね。や

はり裁判の分野でもそういう立場の互換性が求められます。

ですから、司法に参加する、しかも裁くということに直接参加するということは非常に大切な権利になってくるんですね。裁判の分野が変わっていけば、これはやはり社会全体にも非常に重要な影響を与えますので、先ほどの法教育と同じような発想で、社会をもう一步よいものにする、そういうものだということだと思えます。

先ほど、事業者の方に対する広報の話がありましたが、日本の企業の中にも、陪審員制度で呼び出されたら行っていいですよという就業規則を持っている企業があるんです。というのは、多国籍企業で、アメリカでもどこの国でも、今世界展開をしている企業はたくさんありますので、そうするとちゃんと持っているところが増えてきているんです。そういうところでは恐らく違和感なく受け入れられるだろうし、この司法参加というのは、日本だけじゃなくて、むしろほかの国はかなりそうなっている中で日本もということなものですから、ぜひ事業者の皆さんには、就業規則にまずきちっと入れて、特に代表的な企業の皆さんですね、入れていただけると、ほかの事業者の方もお考えいただけるんじゃないかなという感じがしています。

■ 検察庁の方で、何か学校向け、あるいは教育現場に対する取り組み等がございましたらご紹介いただきたいんですが。

○ 京都地方検察庁で、平成16年1月から平成17年1月までの間を見ますと、移動教室プログラムというのがあり、学校関係ですと8回実施しております。法科大学院関係で1回、大学関係で5回、高校関係で2回という内訳です。その中に裁判員制度の紹介をしているということです。

例えば、立命館大学法科大学院学生に対するものについて見ますと、配布資料として、司法制度改革、裁判員制度というようなパンフレットを配って説明をしているということがありまして、裁判員制度のパンフレットというのは最高裁、法務省、日弁連で作成しているものです。司法制度改革に関するものは、

司法制度改革推進本部が作成しているものを配って説明しているというものです。そのほか、検察の役割ということで、検察庁広報関係の資料を配るなどしております。

2番目には、検察庁の広報ビデオを見ていただくということですが、このビデオについては裁判員制度関係のものまでは入っていないという状況です。それから、庁内見学、質疑応答というのがございまして、そういう形で移動教室プログラムを実施しているという現状です。

検察庁といたしましては、これから、裁判員制度に関する学校向けの広報についていろいろアイデアを出して、今までとはまた違った形の広報をすることで考えております。この内容につきましては、実は検察庁では総務部が所管でありまして、私自身はちょっと細かいところまで存じ上げてないんですが、そういうふうなことで考えております。

発言の機会をいただきましたので、二つだけ、私の感想として申し上げておきたいと思います。

一つは、司法改革関係の法律が出されて、立法趣旨などが説明されていてパンフレットには書かれているのですが、果たしてそれが、いまひとつ国民が納得いくものなんだろうかということです。つまり、法律を書いたり読んだりする人には理解できる議論かもしれないけれども、本当に国民が、そうだなあというふうに思うような内容になっているんだろうかということちょっと危惧するわけであります。

この委員会でも、当初から出されている極めて単純で重要な質問ですね、なぜ今こういうことになったんですかと、なぜ裁判官以外に国民が関与しなければならないんですかと。非常に単純な質問に対して納得いく説明が本当にできているのかなということを考えているわけでありまして、特に裁判員というのは裁判所の構成員になるわけですから、裁判所におかれては、そういう意味で十分な説明をしないといけないんだろうなというふうに思っています。

二つ目は、学校教育のことで若干のお話がありましたが、関心がいま一つというふうな話もあったと思います。私はそれは極めて不思議だというふうに思うんです。

つまり、池田小学校では包丁を持った者が乱入して子供が殺されているわけですし、宇治小学校でも包丁を持った者が乱入して子供が2人傷つけられているわけです。学校の卒業生が学校に来て先生を殺すという状況もあるわけです。ある小学校では警備員を校門に置いて警備をするという状態ですし、学校によっては、子供に発信器を持たせて、今どこにいるかというのが親にわかるような状態にするという世の中になっているわけです。それにもかかわらず、犯罪とかそれに対する裁きについて関心がないということはありませんというふうに私は個人的には思っているわけです。

犯罪の発生率が非常に高くなっていますし、検挙率はちょっと歩どまりになっていますが、低くなったということは言われているわけです。大阪など関西圏ではひたつくりの被害がものすごく多くなっている状況もあります。少年事件ではありますが、神戸の方では校門の上に子供の首が乗っかっていたという状況もあるわけで、それにもかかわらず関心がないということはありませんんじゃないだろうかと思います。

NHKの「ご近所の底力」という番組で、例えば泥棒を撃退するにはご近所でどういうふうに力を合わせてやらなくちゃいけないのかということをやっているわけですね。やっぱりコミュニティーの安全はコミュニティーが守らなくちゃいけないというふうな考え方を持つべきだし、学校を含めて地域社会が犯罪に対してどう対処すべきかということは当然考えるべきものであって、そのときにこういう制度改革が行われているのに関心がないというのは、私はちょっとおかしいんじゃないかなというふうな気がいたします。

- 子供たちを犯罪からどのようにして守ったらよいかということについては、異常なほど関心は持っているんです。

つい最近も、私の近辺でも、さすまたを急いで購入しようとか、そういうふうなことに對して子供をどう守っていくのか、学校はどのような形で防禦をすればいいかということで、それは教師も含めてですけども、地域の者が非常に關心を持っているのは事実なんです。それに対する取り組みをするということも当然のことですから。

ただ、それとこの裁判員制度とが、今のところは広報不足だとかいろんなことがあるんでしょうけれども、そこで結びついていかないんです。その辺りをどう結びつけていくかという、今後の広報の中身が重要になってくるんだろうと思っています。

■ ありがとうございます。それでは、それ以外で、お子さんをお持ちの委員あるいは教育という視点からいろいろ關心を持っておられる方もあると思いますが、いかがですか。

○ 先ほどの委員と委員長とのやりとりの中で、なぜこの裁判員制度が必要かということについて非常に簡潔にお話をいただいたと思います。そういうことがやはりきちっと伝わる、要するに目的が一番わかりにくい事柄のように思うんですね。それをどのようにして伝えるか。それから、先ほどのお話は大変わかりやすいと思ったんですが、しかしもっと、何というか、強い説得力というのかそういうものを、やはり何のために必要かということをお納得できないとこれはなかなか広がっていかないように思うんです。そのところが非常に重要だなと思います。きょういただいたファイルも、制度の説明はあるんだけどなぜ必要かということだけが書いていないのです。こういうことなんですということが常にアピールされるような形が要るなということを感じました。

それから、教育との関係についてなんですが、私は、大学というよりもむしろ建築士会の立場で申しますと、建築士がこのごろ非常に力を入れている活動にまちづくりということがあるんです。

まちづくりというのは、地域社会の中で暮らすということで、他者との関係

を考えて街のあり方を考えましょうという事柄で、例えば防犯の問題、防災の問題とか景観の問題とか環境の問題とかバリアフリーの問題とかですね、そういうことを地域の中で考えていくお手伝いを建築士がもっとしなければいけないということではいろんなことをやっているんです。その結果として、行政がルールをつくって市民が守られるという構造ではなくて、地域の中で、自分たちの街のことを自分たちが主体になって考えて、ルールをつくり、守り、育てていくという社会を作っていこうと、そういう取り組みを、建築士会だけがやっているわけではありませんが、いろんなところでいろんな活動として行われてきている。

これに関連する、教育というもののあり方についていろいろ議論があるんですね。そのこととこれは非常に似てるなというふうに思いました。

一つは学校の教育支援ということは非常に重要だということで、そのことを私もここ数年間やっているんですけども、学校と地域と企業といいますかね、そういうものを全部うまくやっていると、全部一長一短があって、学校だけをやってもなかなかうまくいかないということがあります。

それから、学校教育との関係でいうと、先ほど少しほかの例でお話がありましたが、我々も出前授業というのをやって、例えば建築士の人が学校に行って生徒に直接まちづくりの話をするとかいうことをやっていたんですね。しかし、そういうことが効果的なトピックスもありますが、大きく言うと、そういうふうにするのは必ずしも最適ではないということがやっていくとわかってまいりました。

その後、どういうやり方を考え出したかという、まちづくり教育というのは、方法論的にはフィールドワークという、街の中を歩いていろんなものを発見したり情報を得てくるというようなことと、それを持ち寄ってワークショップ方式で議論をして何かを作り上げていく、そういうやり方でやるのが非常に効果的だということがいろんなところでわかってきて、そういうやり方が基本

的には使われるんですが、教員の方にまず集まっていたいき生徒役になっていただいて、我々が教師役になって、そのやり方をまず教員の人に学んでいただいて、またそのやり方についてもいろいろ議論をする。その教員の人が、今度はそれを自分の生徒にみずから教える、そのときに専門家が応援団として参加する。そういうやり方をやると非常に効果的だということがわかってきたんですね。

要するに、教育支援というのは、ダイレクトにやるよりも、教育のシステムをうまく活用して、先生が生徒を教える、その仕組みを応援するというのを、どういうふうにすると効果が出てくるかということをしていろいろ工夫しながらやってくるとだんだん効果が出てきます。

先生の方も、1年目やった人は次の年にはほかの先生をまた指導するという、そういう役割がまた出てきてどんどん広がって行って、例えばワークショップの技術なんかも確実に高いレベルのものになっていきますし、先生が異動することによって、いろんな学校に広がっていくということがあって、7、8年京都でやってますと、結構それは目に見えて水準が上がってくるということを実感しているんです。さらに、それをサポートする技術を取りまとめて、去年そういう本をつくったりして、それをまた皆さんに読んでいただいて、それを広げるというようなことをやっているんです。

そういうことが多分この分野でも可能ではないかなというふうに思いまして、先ほど弁護士会の方々とか、あるいは裁判所もそういう取り組みをされているとかいうお話がありましたけども、教育との関係でいうと、多分そのまちづくりの教育支援活動と同じような構図でやっていくことができるんじゃないかなというふうに思いました。

- 本当に貴重な方法論をありがとうございました。まずもって、なぜ裁判員制度を導入するのかという点をもう少し具体的にわかりやすく説明していけというご指摘かと思います。この点は非常に耳の痛い部分ではありますが、肝に銘じ

て今後取り組んでいきたいと思っております。

この裁判員制度，きょう見ていただいた形で，皆さんイメージをされて，選任とかいろんな過程も大体おわかりになってきた。ただ，これはまだいろんな規則とか運用のものは未確定な状態でございます。皆さんの意見を聞きながら，より永続的な制度としていくためにどうしたらいいかということ根気よく続けていく問題だろうと思います。

きょうは，とりあえずは教育という視点から皆さんに議論をしていただき貴重なご意見をいただきました。

本来この裁判員制度というのは，一人一人の家を訪問して，これからこうなりますよという形で説明し理解を求めていくということでしょうけども，それはなかなか物理的に困難であります。では，どうしていくかということになりますと，教育は教育ですが，それ以外に，企業などいろんな分野から重疊的に網をかけていって国民に理解をしてもらおうというしか方法がないかなというように思います。

次は成人，一般国民を対象とした広報として，現時点において何を伝えていくべきかという点で，ご意見をお聞きしたいと思います。

(10) 次回のテーマ

引き続き「裁判員制度と広報」とし，主として地域住民，経済団体，企業向けの広報という視点から意見交換を行う。

(11) 次回期日

7月7日（木）